

5月臨時会

5月23日に開催された第2回臨時会において、令和4年度の一般会計補正予算等の専決処分事項の報告を承認し、副町長及び監査委員の人事案件を原案のとおり可決した。

専決処分を承認

令和4年度分

税条例の一部改正

個人町民税における配偶者特別控除の適用について、夫婦それぞれの合計所得が一定の金額である場合における配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するため規定の整備を行う。

固定資産税について、

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る税負担軽減の特例措置を創設する。

軽自動車税について、

燃費性能などに応じて、種別割の税率を賦課しているグリーン化特例について、現行の経過措置の適用期間を3年間延長する。

国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を22万円に引き上げる。低所得者の負担軽減を図るため、軽減判定所得について、5割軽減の対象となる世帯の被保険者等の数に乘すべき金額を29万円に引き上げるとともに、2割軽減の対象となる世帯の被保険者等の数に乘すべき金額を53万円に引き上げる。

特別会計補正予算

より、2984万円を増額し、総額が84億1421万円となった。

◆国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、保険給付費等の減額に伴い、4503万円を減額し、総額が13億6530万円となった。

◆下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、施設管理費等の減額に伴い、111万円を減額し、総額が7億2505万円となった。

◆介護保険特別会計補正予算(第4号)は、保険給付費等の減額に伴い、6550万円を減額し、総額が13億8452万円となった。

一般会計補正予算

◆一般会計補正予算(第9号)は、法人事業税交付金、特別交付税の確定、町民税の最終見込みなどに

◆後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、保険料の確定等により、1058万円を増額し、総額が2億4722万円となった。

◆一般会計補正予算(第1号)は、食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯への生活支援として、児童一人あたり一律5万円を支給する「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」に係る経費626万円を増額した。

令和5年度分

一般会計補正予算

◆一般会計補正予算(第1号)は、食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯への生活支援として、児童一人あたり一律5万円を支給する「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」に係る経費626万円を増額した。



6年生による組体操
(坂城小学校 運動会)

表紙



7/2(日)、鼠橋消防ポンプ操法訓練場において、町消防団ポンプ操法大会が開催されました。令和元年東日本台風災害により、坂城大橋上流側にあった旧訓練場が鼠橋運動公園横に作られました。しかし、新型コロナの影響により大会の中止を余儀なくされ、今回は4年ぶり、そしてこの会場では初めての開催となりました。

火災での消火活動に加え、台風や地震災害など地域防災の一翼を担う消防団。当日、各分団は精一杯日頃の訓練の成果を披露しました。(写真:中嶋登、文:山城峻一)

副町長に 白井 洋一氏

前副町長が任期満了により退任することに伴い、新たに任命することについて、全会一致で同意した。任期は令和9年5月31日までの4年間

監査委員に 春日 英次氏

前監査委員が任期満了により退任することに伴い、識見を有する監査委員として、新たに任命することについて、全会一致で同意した。任期は令和9年5月31日までの4年間

監査委員に 大森 茂彦氏

議会から選任される監査委員として全会一致で同意した。任期は申し合わせにより令和7年5月までの2年間

文化センター耐震補強・大規模改修、 学校給食費の無償化など9億6,428万円を追加補正

第2回定例会は6月7日から21日までの会期で開かれ、一般質問には13人が登壇した。人事案件のほか、条例の一部改正、令和5年度一般会計補正予算など6件の議案を審議し、すべて原案のとおり可決した。

一般会計補正予算

◆一般会計補正予算(第2号)により、総額は76億3054万円となった。

問 温泉施設の整備等更新事業の内容は。

答 源泉を湯さん館に送水するためのポンプ1基と湯さん館内の濾過器の1基を更新する。また、源泉を汲み上げるポンプの故障に備え、予備ポンプを購入する。

問 中心市街地街並み整備事業の内容は。

答 昨年12月に町へ寄附をいただいた鉄の展示館北側の旧児玉邸の解体と敷地内の竹木伐採などを行う。当面の間、駐車場として利用できるよう整備を計画している。

問 林野火災被害調査委託の内容は。

答 村上地区において、4月6日に発生した林野火災の焼損面積、樹種、林齢、損害額などについて



大規模改修が行われる文化センター

林野庁に報告する書類作成のため、業者に調査を委託する。

1500世帯を見込み、7月下旬の支給を予定している。

問 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の内容は。

答 電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税の低所得世帯に対して負担を軽減するため給付金(1世帯あたり3万円)を給付する事業である。対象世帯は

問 町内小学校校舎等改修事業の内容は。

答 小学校の学校遊具の老朽化が進んでいることから更新するとともに、村上小学校の校門から昇降口前までの舗装の改修等を行う。

教育長に 塚田 常昭 氏

前教育長が任期満了により退任することに伴い、新たに任命することについて、全会一致で同意した。任期は令和8年6月30日までの3年間

令和5年度一般会計補正予算(第2号)

◆補正額 9億6,428万円

歳入

- 国庫支出金 1億3,350万円
- 県支出金 1,179万円
- 基金繰入金 8億748万円
- 学校給食無償化に伴う学校給食費納入金 ▲6,070万円

歳出

- 温泉施設整備等更新事業 1,580万円
- 複合施設建設準備に係る経費 2,022万円
- 消防施設に係る経費 1,770万円
- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 4,747万円
- 新型コロナウイルス予防接種事業 8,000万円
- 中心市街地街並み整備事業 6,295万円
- 町内小学校校舎等改修事業 1,800万円
- 文化センター耐震補強・大規模改修事業 5億6,336万円

問 出産後1年未満の母子に対する育児支援を図るため、必要な保健指導を実施するものである。これまでの短期入所型、居宅訪問型に加えて、新たに通所型を実施するための費用、7人分を見込んだ。

問 保育園による使用済みおむつの回収はいつから行うのか。

答 保育園での使用済みおむつは、これまで保護者が自宅に持ち帰り処分していたが、今後は保育園において使用済みおむつの回収、処分を行う。そのため回収ボックスを各園の未満児用トイレに設置し、平日の毎朝、収集業者により回収する。7月の早い時期から実施したいと考えている。

第2回臨時会(5月)並びに第2回定例会(6月)の審議結果

1 全会一致で可決された議案

(1) 条例等

- ① 地域交通網対策特別委員会の設置
- ② 坂城駅周辺活性化特別委員会の設置
- ③ 議会改革等特別委員会の設置
- ④ 広報発行対策特別委員会の設置
- ⑤ 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑥ 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑦ 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(2) 人事

- ① 副町長の選任
- ② 教育委員会教育長の任命
- ③ 監査委員の選任(識見者)
- ④ 監査委員の選任(議会選出)

- ⑤ 固定資産評価員の選任

(3) 専決処分

- ① 和解及び損害賠償額の決定
- ② 坂城町税条例の一部を改正する条例
- ③ 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ④ 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ⑤ 令和4年度補正予算
・一般会計(第9号)
・国民健康保険特別会計(第3号)
・下水道事業特別会計(第4号)
・介護保険特別会計(第4号)
・後期高齢者医療特別会計(第4号)
- ⑥ 令和5年度一般会計補正予算(第1号)

(4) 令和5年度補正予算

- ① 一般会計(第2号)

2 賛否が分かれた議案……なし

3 全会一致で否決された議案……なし

議 会 日 誌 (主なもの)

4月	26日 町例月現金出納検査
	27日 長野広域連合議会行政視察
5月	10日 新人議員研修会
	16日 議会全員協議会
	23日 第2回議会臨時会 議会全員協議会
	24日 上田地域広域連合議会臨時会
6月	25日 初当選議員研修会
	27日 第18回ばら祭り開催式
	29日 町例月現金出納検査
	1日 議会運営委員会
	4日 町内小学校運動会
6日 葛尾霊園合葬式墓地完成式	
7~21日 6月議会定例会	
7・23日 議会報編集委員会	
15日 第46回町民まつり実行委員会	
21日 議会運営委員会	
26日 町例月現金出納検査	

お詫びと訂正

●第168号、3ページ

「第4回定例会(12月)の審議結果 2 賛否が分かれた議案」のうち、山城峻一議員の賛否に誤りがありました。
・令和4年度補正予算(専決) 一般会計(第5号)

【正】欠席 【誤】○

●第168号、9ページ

「玉川清史議員の一般質問 住民環境課長」のうち、文章に誤りがありました。

【正】所有者に希望者の連絡先を伝えたこともある。

【誤】所有者の連絡先を伝えたこともある。

訂正してお詫びします。

政務活動費収支報告

政務活動費は、町政に関する調査研究等に資するために必要な経費の一部として、地方自治法の規定に基づき条例の定めるところにより交付されるものです。(月額5千円、年額6万円)

政務活動費の交付を受けた議員は収支報告書を作成し領収書を添付のうえ、年度終了後、議長に提出しなければなりません。年間の交付額を上回った分は、議員の個人負担となり、残金が生じた場合は町に返還します。

令和4年度の政務活動費の収支報告は、以下のとおりです。

1 交付額 790,000円
(60,000円×13名、10,000円×1名)

2 支出

項目	支出額(円)	備考
調査研究費	41,087	調査研究・視察
研修費	267,840	研修会参加等
広報・広聴費	178,156	議員活動の広報
資料購入費	599,548	参考図書等
合計	1,086,631	

支出額合計は議員から報告のあった支出総額です。そのうち、政務活動費交付対象額は753,584円です。

3 残余(返還額) 36,416円